

介護予防支援・居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業者(法人)の概要

事業所(法人)名	株式会社 優日
所在地	奈良市肘塚町 149-26
連絡先	0742-95-5339
代表者名	佐藤 年彦

2 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター優日
所在地	奈良市北京終町 27-2 タイエイビル 202 号
連絡先	0742-95-5339
事業所番号	介護予防支援事業所番号(2970190332) 居宅介護支援事業所番号(2970190332)
管理者名	佐藤 年彦

(1) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3)は休み

(2) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤
主任介護支援専門員	1名	常勤1名 非常勤0名
介護支援専門員	3名	常勤3名 非常勤0名
事務職員	1名	常勤0名 非常勤1名

(3) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	通常の事業の実施地域は、奈良県及び奈良市内の区域とする。 但し、下記の地域は通常の実施地域に含まない。 ・旧月ヶ瀬村全域、旧針ヶ別所村全域、長谷、柚之川、誓多林、丹生、大平尾、平清水、生疏里、上深川、下深川、荻
---------------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社優日が設置するケアプランセンター優日において実施する指定介護予防支援事業及び指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定めます。 事業所のケアマネジャーが要支援者、要介護者等からの相談に応じ、要支援者、要介護者等が置かれている心身の状況や環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを事業の目的とします。
-------	---

運 営 の 方 針	事業所が実施する事業は、利用者様が要支援、要介護状態となった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。
-----------	--

4 介護予防支援、居宅介護支援の内容

介護予防支援、居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、希望等を考慮し、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

(1)ケアマネジャーが行う、支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

ア セ ス メ ン ト	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サ ー ビ ス 調 整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケ ア プ ラ ン 作 成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モ ニ タ リ ン グ	要介護者は少なくとも1か月に1回は利用者とは面接を行い、要支援者は3か月に1回は利用者とは面接を行い、1か月に1回は電話で利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2)テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

5 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 介護予防支援費(Ⅱ)・居宅介護支援費(Ⅰ)(地域区分 1単位:10.42円)

取扱い件数区分	料金(単位数)
	要支援1・2
介護予防支援費(Ⅱ)	4,918円/月(472単位)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	11,316円/月 (1,086単位)	14,702円/月 (1,411単位)
居宅介護支援(ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	5,668円/月 (544単位)	7,335円/月 (704単位)
居宅介護支援(iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,396円/月 (326単位)	4,397円/月 (422単位)

(2) 加算

加算名称	料金(単位数)	算定要件
初回加算	3,126円/月 (300単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,605円/月 (250単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

入院時情報連携加算(Ⅱ)		2,084 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1 回	4,689 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2 回	6,252 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1 回	6,252 円/回 (600 単位)	
	連携 2 回	7,815 円/回 (750 単位)	
	連携 3 回	9,378 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2,084 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		521 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント 加算		4,168 円/月 (400 単位)	<p>① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備</p> <p>②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと</p> <p>③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供</p>

特定事業所加算(Ⅰ)	5,407 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合(1ヶ月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,386 円/月 (421 単位)	
特定事業所加算(Ⅲ)	3,365 円/月 (323 単位)	
特定事業所加算(A)	1,187 円/月 (114 単位)	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合

(3) 減算

減算名称	料金(単位数)	算定要件
運営基準減算	所定単位数の 50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	1月につき 200 単位を減算	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

6 相談・苦情の窓口

介護予防支援及び居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員(ケアマネジャー)又は下記窓口までご連絡ください。

(1)事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	佐藤 年彦
連絡先	電話番号 0742-95-5339

(2)その他の相談窓口

苦情受付機関	<市町村の窓口> 奈良市介護福祉課	所在地 奈良県奈良市二条大路南1-1-1 電話番号 0742-34-5422 FAX番号 0742-34-2621 受付時間 9:00~17:00(土日、祝日は除く)
	<公共団体の窓口> 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良市市町村会館5階 事業課 介護苦情係 電話番号 0744-21-6811 FAX番号 0744-21-6899 フリーダイヤル 0120-21-6899 受付時間 9:00~17:00(土日、祝日は除く)

7 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

8 事故発生時・緊急時の対応

(1)事故発生時の対応

利用者に対する指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	財団法人 介護労働安定センター
保険名	介護事業者賠償責任補償
補償の概要	物損、人身事故など被保険者に対して賠償損害賠償金の補償

(2)緊急時の対応

利用者の心身の状況に急変が生じた場合、または災害その他の緊急事態が発生した場合には、以下の対応を行います。

速やかに主治医、消防機関(119)、警察、及びご家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

状況に応じてサービス提供事業者や地域包括支援センターと連携し、利用者の安全を最優先に対応します。緊急時対応の経過及び結果については記録を行い、関係機関へ必要に応じて報告します。

9 医療との連携

介護予防支援及び居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お

渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	利用者は、事業所が前6ヶ月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて求める事ができます。

11 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、当事業所を管轄する市区町村及び都道府県、広域連合に通報するものとする。

虐待防止に関する担当者	佐藤 年彦
-------------	-------

12 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援及び居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	佐藤 年彦
--------------	-------

14 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う際には、緊急時やむを得ない場合のみとし、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況と理由を記録します